

株主各位

第 109 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

株式会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

「新株予約権に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 20 条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第8回新株予約権		第9回新株予約権	
発 行 決 議 の 日	2016年8月22日 取締役会決議		2017年8月28日 取締役会決議	
役 員 の 区 分	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役	取締役 (監査等委員)
新 株 予 約 権 の 数	40個	4個	32個	6個
保 有 人 数	3名	1名	2名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 40,000株	普通株式 4,000株	普通株式 32,000株	普通株式 6,000株
新株予約権の発行価額	無償		無償	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 542円		1株当たり 673円	
新株予約権の行使期間	2018年10月1日～ 2023年9月30日		2019年10月1日～ 2024年9月30日	
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。			

名 称	第10回新株予約権		第11回新株予約権		第12回新株予約権
発 行 決 議 の 日	2018年9月20日 取締役会決議		2019年8月26日 取締役会決議		2020年8月24日 取締役会決議
役 員 の 区 分	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役
新 株 予 約 権 の 数	42個	6個	49個	8個	53個
保 有 人 数	3名	1名	3名	1名	3名
新株予約権の目的と なる 株式の種類及び数	普通株式 42,000株	普通株式 6,000株	普通株式 49,000株	普通株式 8,000株	普通株式 53,000株
新株予約権の発行価額	無償		無償		無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 687円		1株当たり 305円		1株当たり 277円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～ 2025年9月30日		2021年10月1日～ 2026年9月30日		2022年10月1日～ 2027年9月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。				

- (注) 1. 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はありません。
 2. 取締役が保有している新株予約権には、当社及び当社子会社の使用人として在籍中に付与されたものが含まれております。

3. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、当社の使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況等

名 称	第 12 回新株予約権	
発 行 決 議 の 日	2020 年 8 月 24 日取締役会決議	
新 株 予 約 権 の 数	1,326 個	
交 付 さ れ た 者 の 人 数	当社使用人 当社子会社の取締役 (当社役員を兼務している者を除く。)	249 名 28 名
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 1,326,000 株	
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無償	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 277 円	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2022 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日	
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。	

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容は、以下の通りであります。

(1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ② グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ③ 関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ④ 関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。
- ⑤ 関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させる。
- ⑥ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。最高経営責任者は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」）により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ② 取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ③ 取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコ

ンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。

- ④ 監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、内部監査を実施し、結果等を監査等委員会に報告する。監査等委員会は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ⑤ 違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）を整備し、その実効性の確保に努める。
- ⑥ 反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ⑦ 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

（3）取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ② 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、るべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ③ 当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ④ 取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ⑤ 取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を最高経営責任者に委任する。
- ② 会社業務の全般的な執行方針を協議するため、最高経営責任者並びにその指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。

- ③ 取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。また、監査等委員会はそれらの情報閲覧ができるものとする。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- ② 総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ② 監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- ④ 監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見に基づき決定する。

(8) 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ② 最高経営責任者は、社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 最高経営責任者及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- ② 監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関して関係会社管理規程を定めるとともに、関係会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしております。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導しております。子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行っております。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させております。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査が実施されております。その結果は監査等委員会に報告され、監査等委員会から取締役会に報告されております。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、半期毎に行うグループコンプライアンス会議を活用してグループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底しております。
- ・当社は企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制を整備して、財務報告に係る内部統制を適正に実施し、内部監査部門が適正に監査しております。
- ・経営会議にて承認された年次計画書については、取締役会に報告しており、当該計画書に基づき、内部統制を実施し、その結果等につき、経営会議にて経営者による評価を決定し取締役会に報告しております。又、その結果等を外部監査法人による監査評価を得た上で、「内部統制報告書」にて、有価証券報告書と同時に開示しております。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役が過半数（5名））で構成されており、原則月1回開催し、当期は16回開催いたしました。また、当社取締役は、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督機能を担う「非業務執行取締役」により構成され、それぞれの役割について明確化を図るとともに、取締役会の議長に「非業務執行取締役」が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性確保に努めております。

- ・当社は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を設置し、原則毎月1回開催しており、当期は13回開催いたしました。総合リスク管理委員会においては、年度単位の法令遵守に関する実践計画である「コンプライアンス・プログラム」制定等のコンプライアンスに関する事項、リスク管理に関する事項及び災害危機管理に関する事項について協議を行うとともに、その実施状況について報告されております。又、内部統制上重要な「反社会的勢力との関係遮断の取組み」及び「内部通報制度の利用状況」についても報告されております。なお、総合リスク管理委員会での重要な協議事項及び報告事項並びにコンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取締役会へ報告しております。
- ・「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を社内・社外に設置しており、社内イントラ等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。また、「グループ内部通報規程」により、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益、不平等な取扱いをしてはならない旨を定めております。
- ・「グループ倫理行動基準」や「倫理コード」において、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない旨を宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、反社会的勢力との関係遮断に関する具体的手続きを定めております。また、当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、「T T F Gにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を定めて、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

(3) 取締役会の実効性を確保するための体制

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成されており、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努めています。また、当社の戦略ステージを踏ました上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めています。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
- ・取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関

する議案の内容を決定しております。取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努めております。当社はその実効性分析・評価結果の概要を当社ホームページに掲載し、経営の公正性と透明性を高めるよう努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、定款の定めと取締役会決議により重要な業務執行に関する決定の多くを最高経営責任者に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論を行うための体制を整備しております。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び各種社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、及び期間終了後の廃棄に至るまでを適正に管理しております。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、適切な管理に努めています。
- ・当社グループにおけるリスク管理については、総合リスク管理委員会へ適切な報告がなされております。また、総合リスク管理委員会は、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

- ・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査部に監査等委員会室を設置して、室長以下4名のスタッフを配置しております。監査等委員会室のスタッフは、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従うものとし、又、人事異動・評価・懲戒処分等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会へは、取締役及び使用人から定期的に又は随時、報告を行っております。
- ・また、監査等委員は経営会議等会議体にオブザーバーとして適宜出席し、業務執行に係る経営判断の妥当性をチェックしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役と定期的に面談を実施し、相互の意思疎通を図っており、又、必要に応じて弁護士等に監査業務に関する相談を行える体制を整備しております。

株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(③において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値を確保し、向上させていくためには、下記②の企業価値の源泉を維持し、前述の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられなければ、当社グループの企業価値等は損なわれることになります。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、当社及び子会社 28 社並びに関連会社 16 社(2021 年 3 月 31 日現在)により構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とするリテール証券業務から投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、中堅・中小の証券会社に金融商品取引業に必要な各種インフラを提供する「プラットフォームビジネス」を開拓するなど、独自性ある金融サービスを提供しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界の新たな時代に向けた重要な戦略として、地域の特性に応じた地域戦略や有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略等を推進しております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上が図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月26日開催の第107期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)。

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項の採用はいたしません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手續が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客觀性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、対抗措置の発動又は不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

- ④ 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

i 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

ii 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

iii 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うこ

とを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

iv 株主意思を重視し、又、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、第 107 期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

v 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重すること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

vi デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,587	101,276	△ 5,292	156,572
当期変動額					
剩余金の配当			△ 2,980		△ 2,980
親会社株主に帰属する当期純利益			9,094		9,094
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,114	△ 0	6,113
当期末残高	36,000	24,587	107,390	△ 5,292	162,685

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△ 151	△ 390	500	△ 41	478	3,395	160,404
当期変動額							
剩余金の配当							△ 2,980
親会社株主に帰属する当期純利益							9,094
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,641	△ 181	1,467	2,928	△ 36	3,273	6,166
当期変動額合計	1,641	△ 181	1,467	2,928	△ 36	3,273	12,279
当期末残高	1,490	△ 571	1,967	2,886	442	6,669	172,684

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 28社（当連結会計年度末現在）

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社
株式会社東海東京調査センター
東海東京サービス株式会社
株式会社ETERNAL
ピナクル株式会社
株式会社メビウス
株式会社マネーコンパス・ジャパン
マフォロバ株式会社
Tokai Tokyo Securities(Asia)Limited
Tokai Tokyo Securities(USA), Inc.
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.
バリュー・アップ投資事業有限責任組合
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited
Asia-Pacific Rising Fund Limited

東海東京アセットマネジメント株式会社
東海東京インベストメント株式会社
東海東京アカデミー株式会社
東海東京ビジネスサービス株式会社
M2キャピタル株式会社
ピナクルTTソリューション株式会社
ピナクル・バリュー・キャピタル株式会社
3.0証券準備株式会社

Tokai Tokyo Securities Europe Limited
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.

東海東京インキュベーション投資事業有限責任組合
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

当連結会計年度において、2020年12月に連結子会社のピナクル株式会社が発行済株式の全てを取得した「マフォロバ株式会社」を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 16社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社
西日本シティTT証券株式会社
ほくほくTT証券株式会社
十六TT証券株式会社
株式会社お金のデザイン
Hash DasH Holdings株式会社
株式会社CRUDIST
オールニッポン・アセットマネジメント株式会社
Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.

浜銀TT証券株式会社
池田泉州TT証券株式会社
どちらんTT証券株式会社
エース証券株式会社
丸八証券株式会社
Hash Dash株式会社
Digital Platformer株式会社

当連結会計年度において、2020年6月に「Hash DasH Holdings株式会社」の株式を取得したことにより持分法適用関連会社に含めております。また、同社の子会社である「Hash Dash株式会社」に当社から取締役を派遣したことにより持分法適用関連会社に含めております。

2020年10月より持分法適用会社である「Hash DasH Holdings株式会社」の子会社である「株式会社CRUDIST」の取締役に当社使用人が就任したことにより、同社を持分法適用関連会社に含めております。

2021年3月より連結子会社の東海東京インキュベーション投資事業有限責任組合が株式を取得し当社と業務提携契約を締結した「Digital Platformer株式会社」を新たに持分法適用関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。また、国内子会社2社の決算日は8月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、他の15社は3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

③ トレーディング商品に属しない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属しない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…………連結決算日の市場価格等に基づく時価等をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの…………移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として、定率法を採用しております。

(リース資産を除く) 尚且つ、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………主として、定額法を採用しております。

(リース資産を除く) 尚且つ、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金……………有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) のれん償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の均等償却により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

連結貸借対照表に計上される「約定見返勘定」について、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）にて認められている借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

[表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に〔会計上の見積りに関する注記〕を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

(1) 連結貸借対照表に計上した金額 2,877百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(見積り金額の算出方法)

連結貸借対照表における投資有価証券には、持分法適用関連会社に関するのれんが含まれております。当該のれんについては、減損処理の必要性を検討する必要があり、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果、投資額の回収が見込めなくなった状態ではないか、との観点から判定を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の判断は、投資先への投資から得られる割引前のキャッシュ・フローに基づき実施されており、当該割引前のキャッシュ・フローの総額は投資先の事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る仮定を反映して算定されております。

(翌年度の連結財務諸表に与える影響)

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれております、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

[追加情報]

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）が公表日以後終了する連結会計年度における年度末に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度末から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保されている債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	5,915 百万円
トレーディング商品	445,008 百万円
短期差入保証金	20,510 百万円
合計	471,433 百万円

(注) 1. 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券3,109百万円、短期借入有価証券43,406百万円を担保として差入れております。

また、営業保証供託金として差入保証金15百万円を差入れております。

2. 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

(2) 担保されている債務

短期借入金

金融機関借入金	70,000 百万円
証券金融会社借入金	400 百万円
信用取引借入金	9,128 百万円
有価証券貸借取引受入金	4,123 百万円
現先取引借入金	364,547 百万円
合計	448,200 百万円

2. 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

信用取引貸証券	2,647 百万円
信用取引借入金の本担保証券	8,858 百万円
短期貸付有価証券	4,236 百万円
現先取引で売却した有価証券	363,406 百万円
差入保証金代用有価証券	3,679 百万円

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	32,378 百万円
信用取引借証券	64,337 百万円
短期借入有価証券	37,874 百万円
現先取引で買い付けた有価証券	377,842 百万円
受入保証金代用有価証券	58,826 百万円
受入証拠金代用有価証券	15,715 百万円
その他	1,139 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

8,939 百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	260,582,115	-	-	260,582,115

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	12,216,596	1,718	-	12,218,314

(注) 自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取請求1,718株であります。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当連結会計年度末残高 442百万円

上記新株予約権は全てストック・オプションとして付与されたものであります。

(2) 当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

区分	内訳	種類	新株予約権の目的となる株式の数			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	第7回新株予約権	普通株式	1,036,000	—	1,036,000	—
	第8回新株予約権	普通株式	1,100,000	—	32,000	1,068,000
	第9回新株予約権	普通株式	1,162,000	—	38,000	1,124,000
	第10回新株予約権	普通株式	1,366,000	—	46,000	1,320,000

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	993	4.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	1,986	8.00 (うち記念配当2.00円)	2020年9月30日	2020年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,477	14.00 (うち記念配当2.00円)	2021年3月31日	2021年6月28日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる事業において金融商品を保有しております。また、これらの事業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	83,589	83,589	—
(2) 預託金	83,622	83,622	—
(3) 商品有価証券等	583,391	583,391	—
(4) 信用取引資産	100,450	100,450	—
(5) 有価証券担保貸付金	407,829	407,829	—
(6) 短期差入保証金	37,915	37,915	—
(7) 投資有価証券	6,933	6,933	—
負債			
(1) 商品有価証券等	370,371	370,371	—
(2) 約定見返勘定	9,240	9,240	—
(3) 信用取引負債	11,555	11,555	—
(4) 有価証券担保借入金	368,671	368,671	—
(5) 預り金	72,419	72,419	—
(6) 受入保証金	12,626	12,626	—
(7) 短期借入金	244,786	244,786	—
(8) 短期社債	16,000	16,000	—
(9) 1年内償還予定の社債	17,510	17,510	—
(10) 社債	11,863	11,888	△ 25
(11) 長期借入金	84,200	84,337	△ 137
デリバティブ取引			
(1) デリバティブ取引（資産）	5,314	5,314	—
(2) デリバティブ取引（負債）	8,995	8,995	—

※ デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預託金、(4) 信用取引資産～(6) 短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

(注) 非上場株式等41,221百万円（連結貸借対照表計上額）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7)投資有価証券」には含めておりません。

負債

(1) 商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

(2) 約定見返勘定～(9) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

666円 65銭

1株当たり当期純利益

36円 62銭

[重要な後発事象]

(エース証券株式会社の株式の取得)

当社は、2021年4月16日に、エース証券株式会社の普通株式3,273,862株をT O B（株式公開買付け）により取得いたしました。この結果、当社の同社に対する議決権比率は94.84%に達したことから、同日付で同社を連結子会社といたしました。

なお、当社は同社の特別支配株主となったことから、同社を完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、2021年4月16日に会社法第179条第1項に基づき、同社を除く非支配株主の全員に対し、その所有する同社株式の全部を売り渡す請求をすることを同社に通知し、同社取締役会の承認を受けました。この結果、2021年5月31日に同社普通株式257,061株を追加取得し、同社は当社の完全子会社となる予定です。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称、事業内容及び規模

名称	エース証券株式会社
事業内容	金融商品取引業
規模（2021年3月期（連結））	
資本金	8,831百万円
純資産	28,673百万円
総資産	42,098百万円
営業収益	11,260百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,464百万円

(注)上記の規模は、会計監査人の監査対象外であります。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの現中期経営計画である『New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～』において6つの戦略テーマを掲げておますが、本取引はその中の「同業他社M&A」及び「大都市圏」というテーマに則したものです。「同業他社M&A」は同業他社の既存顧客に対し、当社グループから商品・サービスを提供することで当社グループの顧客基盤の拡大を目的としており、「大都市圏」は当社グループのマザーマーケットである中部地域に次ぐ、ビッグマーケットの確保を目的としたものです。同社は、当社グループの中核会社である東海東京証券と同じく証券業を営む会社であると同時に大阪という大都市を中心に顧客基盤を有していることから、当社の戦略テーマに沿った相手先であると判断しております。

その上で、当社は、フィデューシャリー・デューティーに係る規制への対応や業務のデジタライゼーションといった証券業界を取り巻く環境が変化していくことに対応していくために規模の経済の効果を発揮していく必要があると考え、同社との関係を持分法適用関連会社よりもさらに深め、より幅広い分野でシナジーを発揮し、両社の企業価値を高めるために、同社株式を取得し連結子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2021年4月16日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	29.18%
企業結合日に追加取得した議決権比率	65.66%
取得後の議決権比率	94.84%

(注) 当社は、企業結合日後にエース証券株式会社を除く非支配株主に対して会社法第179条第1項に基づく同社株式の全部を売り渡す請求を行い、同社取締役会の承認を受けて2021年5月31日に議決権比率5.16%を追加取得し、同社は当社の完全子会社となる予定です。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社がエース証券株式会社の議決権94.84%を取得したため、当社を取得企業といたします。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳等

(1) 取得の対価

取得の対価	企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	4,685百万円
	追加取得に伴い支出した現金	10,541百万円
取得原価		15,226百万円

(2) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(3) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 2,473百万円

3. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

4. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剩余额			利益剩余额			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他 資本剩余额	資本剩余额 合計	その他利益剩余额	別途積立金	繰越利益 剩余额			
当期首残高	36,000	9,000	15,380	24,380	26,789	28,492	55,281	△ 5,292	110,369
当期変動額									
剩余金の配当						△ 2,980	△ 2,980		△ 2,980
当期純利益						213	213		213
自己株式の取得							△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,766	△ 2,766	△ 0	△ 2,767
当期末残高	36,000	9,000	15,380	24,380	26,789	25,725	52,515	△ 5,292	107,602

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 745	△ 745	478	110,103
当期変動額				
剩余金の配当			△ 2,980	
当期純利益				213
自己株式の取得			△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,730	1,730	△ 36	1,694
当期変動額合計	1,730	1,730	△ 36	△ 1,073
当期末残高	984	984	442	109,030

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式………移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価等をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法によっております。

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産……………定率法を採用しております。

(リース資産を除く)……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2)無形固定資産及び長期前払費用……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)……………なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産……………定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金……………貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書)

資産使用料の表示方法は、従来、損益計算書上「営業外収益 その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

関係会社株式の評価

- (1) 貸借対照表に計上した金額 87,549百万円
- (2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われます。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、同社の事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該キャッシュ・フローの見込みは同社の事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る仮定を反映して算定しています。

(翌年度の連結財務諸表に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,575 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	59,671 百万円
長期金銭債権	108 百万円
短期金銭債務	1,606 百万円
長期金銭債務	645 百万円

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

関係会社からの営業収益	8,075 百万円
関係会社への営業費用	1,826 百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,413 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	12,216,596	1,718	—	12,218,314

(注) 自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取請求1,718株であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	522 百万円
関係会社株式	570 百万円
投資有価証券	68 百万円
賞与引当金	95 百万円
貸倒引当金	58 百万円
その他	672 百万円
小計	1,987 百万円

評価性引当額

△ 614 百万円

繰延税金資産合計

1,373 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	375 百万円
その他	172 百万円
繰延税金負債合計	548 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	824 百万円
※繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	824 百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京証券株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任 デリバティブ取 引等	資金の貸付	1,301,000	短期貸付金	26,000
				利息の受取	1,016	関係会社 長期貸付金	20,000
						前受収益	231
						未収収益	1
				経営指導に係 る役務の提供	6,360		
				受取家賃	1,099	前受収益	109
				資産使用料	275		
				デリバティブ 取引等 損益（△損）	△ 320	デリバティ ブ債務	999

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 経営指導に係る役務の提供に対する対価は、当社の販売費及び一般管理費を基準とし、子会社の各種指標を参考に決定しております。
3. デリバティブ取引等の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京グローバル・ インベストメント・プ ライベート・リミテッ ド	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	29,041	短期貸付金	28,705
				利息の受取	179	未収収益	69

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京インベストメ ント株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	250	短期貸付金	2,180
				利息の受取	8		

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	437 円	21 銭
1株当たり当期純利益	0 円	86 銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。